

平成 29 年度 島原地域広域市町村圏組合 家族介護教室 受託者募集要領

当組合では、平成 29 年度家族介護教室の受託者を下記のとおり募集します。

1 趣旨

この要領は、島原半島内の家族介護教室を受託する事業実施者を選定するために実施する、受託者の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 募集対象

島原半島内に所在する介護事業所で、委託事業を的確に遂行するにたる能力を有するものとする。

3 事業の目的

要介護高齢者等を介護する家族等に対し、要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得させること等を内容とした教室を開催することにより、要介護高齢者等及びその家族の介護を支援することを目的とする。

4 事業の内容

島原地域広域市町村圏組合地域支援事業実施要綱 別表第 2 ②に該当するもの。

- (1) 寝たきりや認知症予防についての講話
- (2) 介護方法についての講話
- (3) 介護者の健康づくりについての講話
- (4) 介護技術の講習
- (5) 介護に関する相談
- (6) 介護サービスの利用方法
- (7) その他介護に関する手段

※時間：1 教室およそ 2 時間程度 定員：5～30 名程度

注意：教室参加者が 5 名未満の場合は、教室が実施できませんのでご了承ください。

5 実施場所

島原半島内（なるべく公共施設を使用すること。）

6 教室従事者

教室実施担当者は、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、介護福祉士等の介護

知識・技術が認められる者。

7. 実施期間

平成29年5月～平成30年3月

8. 開催予定教室数

全22教室

島原市 : 7教室 雲仙市 : 7教室 南島原市 : 8教室

※日常生活圏域ごとに1教室開催予定

※応募者多数(1つの日常生活圏域で重複等)の場合は、別途調整するものとする。

9. 委託単価

委託単価	摘要
40,000円 (消費税等含む)	1教室あたり

委託単価には、人件費、傷害保険料、消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場使用料、教材費等教室実施に係る全ての経費を含む。

委託料は教室終了後に事業報告とともに当組合に請求するものとし、当組合は正当な請求のあった日から起算して30日以内に事業者へ直接委託料を支払うものとする。

10. 応募の留意事項

- (1)応募書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2)応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募書類を無効とする。
- (3)提出された応募書類は返却しない。

11. 応募申込み

応募は島原地域広域市町村圏組合 平成29年度家族介護教室応募申込書に記入し提出すること。

申請書の提出期限 第1次締切 平成29年3月31日(金)
第2次締切 平成29年4月14日(金)
第3次締切 平成29年4月28日(金)

*第1次締切で委託が決定した場合は広報誌5月号へ掲載予定です。

申請書の提出先 問合せ先と同じ

1 2. 応募後の流れと受託事業所選定方法

①本組合が後日指示する期限までに、事業所は要領及び仕様書に沿った教室内容を計画し、事業企画書を本組合へ提出する。

※企画書は1地区ごとに作成するものとする。

②本組合が企画書を受領し、必要に応じてヒアリングまたは実地調査を行なう。

※申込多数の場合は企画書等の審査により決定する。

※当組合が事業の目的を達成できないと判断した事業者については、委託契約候補事業者として選定しない。

③本組合が選定結果を応募事業所に通知し、委託契約を結ぶ。

1 3. 決定後の参加者募集

教室参加者の募集は受託事業者が行うものとし、募集にあたり周知を行う際は、本組合からの受託事業である旨が分かるようにすること。

1 4. 問合せ先

〒859-1492

長崎県島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎 3階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

TEL (0957) 61-9102 FAX (0957) 61-9104

E-mail : chiikishien@shimabara-area.net